

令和7年度 全国労働衛生週間

令和7年10月1日(水)～7日(火) [準備期間:9月1日～30日]

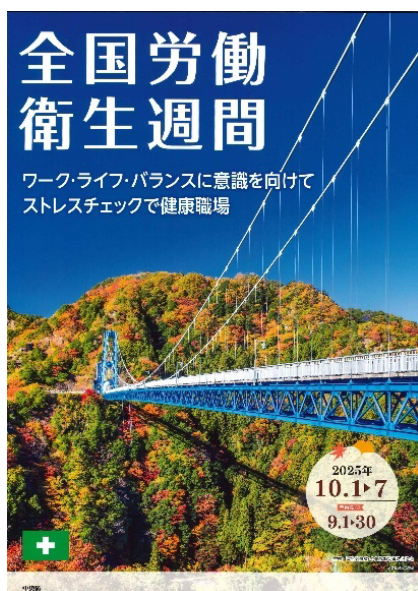
全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。各職場においては下記のような取組を展開し、誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします。

〈スローガン〉

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間(10月1日～7日) に実施する事項

- 1 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施



準備期間(9月1日～30日) に実施する重点事項 (要綱より抜粋)

1 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- ① 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ② 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明 など

2 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- ① 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- ② ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及び これを活用した職場環境改善の取組 など

3 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- ① 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- ② 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底 など

4 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- ① 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ② 研修等による両立支援に関する意識啓発 など